

利益相反管理方針（概要）

開示資料 | ABN AMRO Clearing Tokyo Co., Ltd.

2026 年 7 月

エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社

1. 基本方針

当社は、金融商品取引業等を行うにあたり、顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に把握し、これを管理する体制を整備します。

また、当社の業務の特性を踏まえ、透明性および公正性の確保を最優先とし、法令等、グローバル・ポリシーおよび社内規則に従い、利益相反のおそれのある取引に対して適切に対応します。

2. 対象となる取引（利益相反のおそれのある取引の類型）

利益相反管理方針の対象となる取引とは、当社又は当社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引等をいいます。

当社は、顧客の委託注文の取引所等への取次ぎ業務を中心に行うことから、当社における利益相反は、当社と顧客、顧客間、又は当社の親金融機関等若しくは子金融機関等との関係において生じ得ます。

当社親金融機関等若しくは子金融機関等の間で発生し得る利益相反には大きく 2 つが存在し、当社で利益相反のおそれがある取引の類型及び具体例とは、例えば以下のような取引が挙げられます。当社では、これらに限らず、当社では顧客の利益を不当に害するおそれのある状況全般を利益相反として認識します。

1) ビジネス関連の利益相反

当社又は当社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行うビジネスに関わる顧客、ベンダー、ビジネス上のパートナー、その他の利害関係者間で発生するもの。

- 当社が法人顧客から受託する上場有価証券、市場デリバティブ取引及び商品先物取引等の取次ぎ業務に関連して、特定の顧客の利益と他の顧客の利益が相反する可能性（同じ商品を反対サイドに立って取引を行う、同一証券の発注を複数の顧客が行う、システム設定や障害の復旧の際に、特定の顧客が優先的に扱われる、等）
- 当社が非公開情報を含む顧客の取引・ポジション、取引戦略もしくは取引活動の内容について情報アクセスを持ち、情報を当社の他の顧客に推奨、販売する可能性
- 当社が ETF の設定、交換を取扱う際に、顧客同士の利益相反（複数顧客の ETF 設定・交換注文が同時に発生し優先順位が影響する等）、当社と顧客の情報の非対称性（大規模な償還情報について当社が認識する、等）が発生する可能性

2) 個人の利益相反

当社又は当社の親金融機関等若しくは子金融機関等の従業員の利益相反。社会活動、社交関係、過去の雇用状況及び従業員取引を含む個人投資等に該当するもの。

- 顧客の注文情報を知った上での当社従業員の個人売買
- 社外のビジネス活動または投資であって、顧客もしくは当社との間で利害が対立する可能性があるものを行う場合等
- 当社の役職員の個人的関係（過去の職歴、投資、人的関係等）に起因して、公正な業務遂行に影響が及ぶおそれのある場合（社外のビジネス活動または投資であって、顧客もしくは当社との間で利害が対立する可能性があるものを行う場合、等）
- 当社又は当社の親金融機関等若しくは子金融機関等、取引先（ベンダー等）との関係に起因する利益相反（当社又は当社の親金融機関等若しくは子金融機関等が手数料又は紹介料の受領または取引上の支払額の増加を目的とし当社へビジネスを紹介する場合、当社の役

職員が顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や接待の供応を受ける場合、等)

3. 利益相反管理の対象となる会社

「親金融機関等」とは、当社の親法人等、親法人等の子法人等又は親法人等の関連法人等のうち、金融商品取引業者、銀行、保険会社又は外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業若しくは保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

なお、当社は 2026 年 7 月 31 日現在、金融商品取引法上の「子金融機関等」に該当する会社はございません。

4. 利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引の利益相反管理について、以下の方法を単独または組み合わせて適切に管理します。

- 取引を行う部署や業務の分離
- 「Need to know 原則」に基づく情報アクセス制限
- 機密情報またはインサイダー情報の適切な管理及び従業員取引の制限
- 利益相反のおそれのある業務への人員配置の制限または変更
- 一定の種類の取引や従業員の潜在的な利益相反について、利益相反チェックの実施
- 取引条件または方法の見直し
- 重大な場合の取引の中止または回避
- 必要に応じて、顧客の利益が害されるおそれについての顧客への開示、その他の方法

5.管理体制

当社における利益相反のおそれのある取引は、グローバル・ポリシー及び社内規定に基づき、所定の手続きに基づき特定および評価され、主に上記の管理方法により管理されます。

利益相反管理に関する全社的な管理に関しては、第2線に属するコンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、内部管理統括責任者を利益相反管理統括者とすることで、独立性を確保しています。

これらの管理状況については継続的に検証を行います。当該管理体制および運用状況については、独立した立場から検証を行います。

6. 公表および記録管理

当社は、本方針の概要をウェブサイト等に公表するとともに、利益相反の特定・管理および検証に関する記録を適切に保存します。